# ライブヒルズ町内会会則 第1章 総 則

#### [名称•区域•事務所]

- 第1条 この会はライブヒルズ町内会と称する。
  - 2. この会の区域は、清田区平岡公園東1丁目から6丁目までの範囲とする。
  - 3. この会の事務所はライブヒルズ町内会館に置く。 (所在地、清田区平岡公園東3丁目11番1号)

### [会員•賛助会員]

- 第2条 前条第2項に規定する区域に居住する者は、すべてこの会に加入することができる。但し一世帯を1単位とし、同一居宅内に二世帯以上が居住する場合も一世帯とみなし、1単位とする。
  - 2. 前条第2項に規定する区域に事務所を置く法人、その他団体は、この会の賛助会員となることができる。
  - 3. 新たに会員又は賛助会員として加入するときは、入会の届出をすることとする。
  - 4. この会は、前項の入会の届けのある場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。
  - 5. この会の脱退は、前条第 2 項に規定する区域に居住しなくなったとき、もしくは本人から脱退の申し出があったときとする。

#### 〔目的〕

第3条 この会は会員相互の親睦と福祉および生活環境の向上を図り、より 住みよい街づくりを目的とする。

#### 〔事業と組織〕

- 第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の部を置き、それぞれの事業を行う。
  - (1)総務部 本会の総括的な運営事務と各部間の調整に関すること。
  - (2)生活環境部 除排雪、街路灯、ゴミ処理及び町内の美化清掃等、 地域環境全般に関すること。
  - (3)生活福祉安全部 福祉及び交通安全、防犯、防災に関すること。
  - (4)事業部 各種行事の計画実施に関すること。

## 第2章 役員

#### [役員•班長•副班長]

第5条 この会に次の役員及び班長、副班長を置く。

(役員)会長1名、副会長 若干名、理事 若干名、会計1名、 監査2名

(班長・副班長)丁目毎に班を編成し、各班に班長、副班長各 1 名を置く。

#### [役員・班長・副班長の任務]

- 第6条 役員・班長・副班長は次の任務を行う。
  - 1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
  - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
  - 3. 理事は会務を分掌し、各部の業務を行う。
  - 4. 会計はこの会の会計事務を管理する。
  - 5. 監査はこの会の会計及び事業結果を監査する。
  - 6. 班長は班内に広報、その他文書の配布、回覧連絡等を行う。
  - 7. 副班長は班長に事故のあるときは、その任務を代行する。

# 〔役員の選任〕

第7条 役員は、別に定める役員選考委員会で選出し、総会の承認を受け て選任する。

ただし、欠員補充の役員は役員会が承認して選任する。

## 〔役員の任期〕

- 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 2. 補選により選出された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

# 〔班長・副班長の選任と任期〕

- 第9条 班長・副班長は各班内での持ち回り制を原則とし、年度毎に各班で 選任する。
  - 2. 班長・副班長の任期は、6ヶ月とし、上期(4月~9月)、下期(10月~3月)の任期とする。

#### [顧問•相談役]

- 第10条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。
  - 2. 顧問及び相談役は、会長が役員会の議決を経て総会の承認を受ける。
  - 3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

# 第3章 会 議

#### [総会]

- 第11条 この会の総会は定例総会・臨時総会とする。
  - 2. 定例総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。
    - (1)事業報告及び決算報告の承認
    - (2)事業計画及び予算の承認
    - (3)役員の選任
    - (4)会則の改正
    - (5)その他この会の重要事項に関すること
  - 3. 臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があったとき、又は役員会において臨時総会開催の議決があったとき、会長が招集する。
  - 4. 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
  - 5. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
  - 6. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。 賛否同数の場合には議長がこれを決する。

但し、会則の変更については第22条の定めによる。

## [総会の議事録]

- 第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
  - (1)日時及び場所
  - (2)会員の現在数及び出席者数
  - (3)開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4)議事の概要及びその結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
  - 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

#### 〔役員会〕

第13条 役員会は月1回の開催を原則とし、会長が必要と認めた場合には、 臨時開催する。

#### [班長会]

第14条 班長会の開催は役員会が必要と認めたとき、会長が招集する。 その案件は班長交替の引継事項、役割事項その他必要事項を協 議する。

# 第4章 会計

#### 〔会計年度〕

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## [会費]

- 第16条 この会は会費、市助成金及びその他収入によって運営する。
  - 1. 会費は月額 500 円を徴収する。
  - 2. 徴収は、4月~3月分(1年分)を4月27日(休日の場合は翌営業日)に会員預金口座より自動引落としとする。但し、ファミールハイツの会員の会費は、管理組合が毎月徴収する。
  - 3. 入退会の際は、月数で按分して徴収または預金口座に返金する。

# 〔経費・支出〕

第17条 この会の運営に必要な経費は、会費、その他の収入をもって充て、 その支出は予算に基づき執行する。予算計上にない特に急を要す る支出は、役員会の議決を経て、これを執行することができる。 ただし、この場合は、次の総会に報告し、その承認を受けるものとす る。

#### [帳簿]

- 第18条 この会の会計は次の帳簿等を備えなければならない。
  - 1)会費徴収簿 2)金銭出納簿 3)領収書綴り 4)預貯金通帳
  - 5)備品台帳 6)財産目録 7)その他

## 〔特別会計の設置〕 第19条 削除

#### 〔特定積立金の積立〕

- 第20条 町内会館の臨時的な修繕、改修資金並びに一般予算の過不足調整資金として、「町内会館管理等特定積立金」(以下「特定積立金」という)を積立する。
  - 2. 特定積立金の積立、又は取り崩しについては、一般予算に計上して執行するものとする。
  - 3. 特定積立金から生ずる預金利子については、毎年度末に当該積立金に繰入れ積立するものとする。

# 第5章 その他

#### 〔町内会館の管理運営〕

第21条 町内会館の管理運営については、別に定める規則、細則によるものとする。

## 〔会則の変更〕

第22条 この会則の変更は、総会において出席した会員の4分の3以上の 議決を得て、かつ、札幌市長の認可を受けなければ変更すること ができない。

# 〔規則・細則等の制定〕

第23条 会長は役員会の議決を経て、この会の運営上必要な規則、細則等 を定めることができる。

#### この会則は平成3年4月21日から施行する。

- 1.平成 4 年 5 月 10 日 一部改正 7. 平成 16 年 4 月 11 日 一部改正
- 2.平成 7年4月23日 一部改正 8. 平成16年4月11日 一部改正
- 3.平成 8年4月21日 一部改正 9. 平成20年4月19日 一部改正
- 4.平成 9 年 4 月 13 日 一部改正 10. 平成 25 年 4 月 20 日 一部改正
- 5.平成 10 年 4 月 12 日 一部改正 11. 平成 28 年 4月 16日 一部改正
- 6.平成 15 年 4 月 13 日 一部改正